

平成 20 年 12 月 26 日

商 工 中 金

「国際的な金融秩序の混乱に関する特別相談窓口」の開設について

商工中金は、今般の国際的な金融秩序の混乱に関する事案について、12月25日付で危機認定にかかる通知を受けたことを踏まえ、本日、全営業店に、中堅企業者等を対象とした「国際的な金融秩序の混乱に関する特別相談窓口」を開設し、指定金融機関として危機対応業務を実施することといたしました。

中小・中堅企業等を取り巻く環境が大変厳しい中、危機時における法定指定金融機関として、お客さまからの相談に対して懇切・丁寧かつ迅速な対応に全力を尽くしてまいります。

危機対応業務とは、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づき、内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、株式会社日本政策金融公庫からの信用供与等を受け、政府の指定金融機関が、危機の被害に対処するために必要な資金を供給する業務です。

○政府により認定された危機の概要は以下の通りです。

| | |
|----------|---|
| (1) 対象事案 | 国際的な金融秩序の混乱に関する事案 |
| (2) 実施期間 | 平成 22 年 3 月末まで |
| (3) 対象者 | 国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を来たしている中堅企業等で、中長期的には、その業況が回復し、かつ発展することが見込まれるもの又はその資金繰りが改善し、経営が安定することが見込まれるもの。 |
| (4) 資金使途 | 以下の資金とする ①：設備の取得（設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得も含む）、改良もしくは補修に必要な資金 ②：事業の実施に伴う業容の拡大及び変化、稼働率の上昇、販売事情及び仕入事情の変化等により必要となる運転資金、事業の立ち上げ等に関連して必要となる資金並びに研究用開発資金 ③：①、②の資金にかかる借入金の返済資金 ④：①、②の資金にかかる社債の償還資金 |

※この他、一般的な融資も取り扱っています。詳しくは各営業店窓口までお問い合わせ下さい。